

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年10月14日（火）第660号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（2件）
（環境保全課取扱い） 1
- まいわし対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の変更
（水産振興課取扱い） 2
- 団体営土地改良事業に係る換地処分
（農地整備課取扱い） 2
- 都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧
（都市計画課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービス事業者の指定
（大隅地域振興局取扱い） 2
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示
（生活安全企画課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第610号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和6年1月30日鹿児島県告示第58号（土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定）で指定した形質変更時要届出区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年10月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
薩摩川内市サーキュラーパークー丁目1番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定を解除する形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部環境保全課に備え置いて閲覧に供する。）

鹿児島県告示第611号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和6年3月29日鹿児島県告示第256号（土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定）で指定した形質変更時要届出区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年10月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
薩摩川内市サーキュラーパークー丁目1番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定を解除する形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
 土壌汚染の除去
 （「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部環境保全課に備え置いて閲覧に供する。）

鹿児島県告示第612号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和7年10月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
 令和7年1月1日から同年12月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
 15,000トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まいわし漁業	11,600トン
鹿児島県その他のまいわし漁業	現行水準

鹿児島県告示第613号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第1項の規定により、長島町が行う土地改良事業団体営中山間地域総合整備長島西部地区後畑換地区の換地計画に係る換地処分は、令和7年9月22日に行われた。

令和7年10月14日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第614号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年10月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 (1) 種類 鹿児島都市計画地区計画
 (2) 名称 桜島展望坂元台地区地区計画
- 2 関係図書の縦覧場所
 鹿児島県土木部都市計画課

大隅地域振興局告示第35号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和7年10月14日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人隣の会就労選択支援センター	鹿屋市笠之原町7402番地1	社会福祉法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地5	齋藤 修也	令和7年10月1日	就労選択支援

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第104号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年10月14日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P A清流物語 4 H B B	株式会社サンスリー	510662
ぱちんこ遊技機	e ようこそ実力至上主義の教室へ M A	株式会社サンセイアー ルアンドディ	510728
回胴式遊技機	S B ニューキングハナハナ V P A － 3 0	株式会社パイオニア	530665
回胴式遊技機	L B ニューキングハナハナ V P F	株式会社パイオニア	5S1036
回胴式遊技機	L / オキドキデュオ 2 / F R	株式会社メーシー	530412
回胴式遊技機	L スマスロ北斗の拳 転生の章 2 M W	株式会社銀座	5S1206